

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和8年5月20日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500539号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600010号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年12月の賞与支払年月日を同年12月20日とし、標準賞与額を11万6,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月

日本年金機構からの案内により、A社における請求期間の厚生年金保険の賞与記録がないことが分かった。

請求期間について、賞与が支払われていたと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された平成19年分給与所得の源泉徴収票、金融機関から提出された請求者の普通預金元帳、A社の元従業員から提出された賞与に係る明細書及び元従業員の陳述から判断すると、請求者は、同社から請求期間に11万6,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、前述の普通預金元帳の振込日から、平成19年12月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、A社は既に破産手続廃止の決定が確定している上、請求期間当時の事業主からは、請求者の請求期間に係る賞与の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500554号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600011号

## 第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月10日  
② 平成27年12月10日  
③ 平成28年7月8日  
④ 平成28年12月9日  
⑤ 平成29年7月10日

A事業所から支給された請求期間①から⑤までの賞与記録がないことが分かった。

請求期間①から⑤までの各期間に賞与が支給され、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑤までの各期間について、請求者から提出された預金通帳、A事業所の元同僚が所持する請求期間①及び②に係る賞与明細書並びに同事業所の会計業務を受託していた公認会計士事務所から提出された請求期間③から⑤までの各期間に係る年間支給控除一覧表から判断すると、請求者は、同事業所から当該各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から⑤までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑤までの各期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 別表

請求期間	賞与支払年月日	標準賞与額
①	平成 27 年 7 月 10 日	31 万 1,000 円
②	平成 27 年 12 月 10 日	36 万 9,000 円
③	平成 28 年 7 月 8 日	32 万 4,000 円
④	平成 28 年 12 月 9 日	30 万 4,000 円
⑤	平成 29 年 7 月 10 日	32 万 4,000 円